

1. 日本輸出入銀行

1. 目的及び沿革

日本輸出入銀行は、わが国と外国との貿易を主とする経済の交流を促進するため、一般の金融機関が行う輸出入及び海外投資に関する金融等を補完し、または奨励することを目的とするもので、昭和25年12月に設立され、翌年2月より業務を開始した。

昭和24年当時はドッジ・ラインにより超均衡予算がとられ、復興金融金庫の新規融資が停止されたうえ、25年3月の特別銀行法の廃止によって、わが国金融制度の特色であった長期金融の専門銀行が廃止され、いわゆる長期金融機関の真空時代が現出していた。政府金融機関の構造は、このようなドッジ・ラインのきびしい経済環境下において、安定から成長への転換を図る政策の一環として生まれたのである。すなわち、超均衡予算によって生じた財政資金の揚超を民間に還元するいわゆるデイス・インフレ政策の実施に際して、一方では、企業に対する長期資金の供給を円滑に行うため財政資金の産業政策的運用を行うとともに、他方においては、その還元のパイプとして政府金融機関を新設し、金融方式によって資金の効率的運用を図るというアイデアが生まれたのであり、これはまた、わが国の戦後の財政投融资の特色ともなった。

政府金融機関としては、国民金融公庫（昭和24年6月）や、住宅金融公庫（昭和25年6月）のように社会政策的なものがまず設立され、つづいて産業政策的機能を果たすものとして輸出金融のための輸出金融公庫（日本輸出入銀行に発展）、設備、合理化金融のための産業建設金融公庫（日本開発銀行に発展）及び農林金融公庫の設立が考慮された。

産業政策的な政府金融機関のなかで最初に実現したのは日本輸出入銀行であった。この背景としては、次の三つがあげられる。

第1に、ドッジ・ラインの建前として、輸出振興がわが国の経済立直しのキーポイントになったことである。

第2に、昭和25年頃から東南アジア諸国の工業化努力を反映して、これらの国からのプラント輸出の引合いが増加し始めたが、このことは、わが国産業構造の重化学工業化方針に合致しており、構造政策的な意味からも、このプラント輸出を増加させる必要があったことである。

第3に、輸出とくに上記プラント輸出に必要な6カ月以上の長期の生産金融には、当時の民間機関に資金余裕がなく、日銀の貿易手形優遇制度を唯一の輸出金融手段として利用する以外に方法がなかったことである。

設立当初、同行の業務は輸出のための金融に限られ、名称も「日本輸出銀行」であったが、重要物資の海外供給源を長期、安定的に確保する観点から、昭和27年度から輸入業務が加えられ、名称も現在のように「日本輸出入銀行」に変更された。また、これに際し、民間の金融機関の資金の活用、外資の受入れを促進するため、債務保証業務が追加された。この他、28年には海外投資金融、海外事業金融、32年には開発事業金融、39年にはリファイナンス業務、円借款に係る保証業務が新たな業務として開始された。

さらに、43年春以降徐々に見られて来たわが国経済の構造変化、国際収支の黒字基調の定着、外貨準備の急増が、わが国経済の規模の拡大とともに、国際経済に少なからぬインパクトを与え、わが国と外国との均衡のとれた経済発展が円滑に行われなことが懸念されるに至っていた。このため、政府は、46年12月の円切上げの前後を通じて対外経済関係を調整するための努力を重ねて来ていたが、47年11月にはこれら一連の政策の一環として輸銀法が改正されることになり、従来の輸出中心を改め、輸入、海外投資金融を拡充し、開発途上国に対する援助をより一層促進することになった。この結果新たに拡充された業務の主なものは、設備の輸入金融、外国政府等あるいは外国の金融機関に対するアンタイドローンがある。

51年6月の輸銀法の改正では、協調融資金融機関の範囲の拡大、受信限度・与信限度の引上げ、外債発行権能の付与が行われた。

48年10月の第1次石油危機の発生によりわが国の高度経済成長は終焉するとともに国際収支も悪化したが、51年には経常収支は黒字化し、以降、特に対米貿易収支改善を主要因として黒字幅が拡大した。このため経常収支の黒字縮小、内需拡大及び輸入拡大が強く望まれるようになった。こうした状況の下で、政府はすみやかに輸入を増加させ経常収支の黒字削減をはかる必要があると判断、これを受けて輸銀においても52年12月に緊急輸入外貨貸

付制度を発足させた。なお輸銀は 57 年 1 月にも第 2 次緊急輸入外貨貸付制度を実施している。

その後も政府はわが国の対外経済関係等にかんがみ種々の市場解放・輸入拡大策を講じてきているが、この一環として、58 年 11 月より輸銀はわが国への製品輸入の拡大・円滑化を図る目的で製品輸入金融制度を実施している。製品輸入金融制度は、その後適用金利の引下げ等数次にわたる拡充措置がとられており、また 59 年 5 月には、法改正により輸入金融の貸付先として外国法人が加えられ、外国企業の在日支店等が行う製品輸入取引について融資を行うことが可能となった。

60 年 6 月には、金融自由化の進展、民間活力活用の要請等輸銀をとりまく環境の変化に対応するため輸銀法の改正を行い、保証機能の整備、海外投資金融の整備等が盛り込まれた。

また平成元年 6 月には、わが国の国際的役割としての累積債務問題への貢献という課題に応えうよう、民間金融の質的補完・奨励を行う観点から、出資業務の創設、アンタイドローンの貸付対象拡大、保証業務の拡充等を含む法改正を行った。

さらに、4 年 3 月には、わが国の輸入の拡大および開発途上国等の経済発展に資するため、輸入金融の対象拡大、海外投資金融の拡充、対外取引円滑化のための短期融資の創設等の法改正を行った。

輸銀と海外経済協力基金との融資における業務分野については法律上配慮がなされているが、より一層の明確化を図るため、50 年 6 月、業務分野の調整基準が設定された。これにより同年 7 月以降、直接借款について、基金はソフトな援助条件の直接借款いわゆる政府開発援助を、輸銀は通常条件の直接借款いわゆるバンクローン、バイヤーズクレジット等を担当することとなった。また、本邦企業に対する貸付については、原則として輸銀が担当することとなっている。

出資における業務分野については、開発途上国の「開発事業」に対する出資の場合には、基金が優先的に判断することとなっている。

2．組 織

輸銀の役員は、総裁 1 名、副総裁 1 名、理事 6 名以内、監事 2 名以内からなることとされており、総裁及び監事は内閣総理大臣が、副総裁は内閣総理大臣の認可を受けて総裁が、理事は総裁がそれぞれ任命する（法第 12 条）。

平成 9 年度予算上の役職員の定員は、役員 8 名、職員 560 名である。輸銀の機構は、現在 13 部 1 研究所及び 1 支店からなる。本店は東京都に所在し、大阪市に支店を有する。また、海外駐在員事務所は北京、香港、マニラ、バンコック、ジャカルタ、ニューデリー、シドニー、ロンドン、パリ、フランクフルト、モスクワ、ワシントン、ニューヨーク、ロスアンジェルス、メキシコ、アンデス、リオデジャネイロ、ブエノスアイレスの 18 カ所である。

3．規 模

資本金は、8 年度末で 9,855 億円（全額産業投資特別会計出資）である。このほかの資金源として、同行は資本金及び準備金の合計額の 10 倍を限度として政府からの借入れ及び外国の銀行その他の金融機関からの外貨資金の借入れを行うことができる。8 年度末の借入金金は 6 兆 6,866 億円であり、資金運用部からの借入金金は 6 兆 3,840 億円、簡易生命保険及び郵便年金借入金 2,985 億円、インドネシア債務救済のための特別勘定による一般会計からの借入金金は 41 億円である。

51 年の法改正で可能となった外債の発行については、57 年度の第 1 回の発行以来、39 回の実績があり、その残高は 10,708 億円である（9 年 3 月末現在）。8 年度末の貸付残高は 9 兆 1,799 億円である。そのうち外貨貸付制度による外貨資金の貸付残高は 2 兆 7,010 億円である。

4．業務内容

輸出金融

1 本邦法人又は本邦人（以下「本邦業者」という。）に対して、本邦で生産された設備等の輸出に必要な資金を貸し付け、又は当該資金の融資を行った一般の金融機関に対して手形を割引くこと。（サプライヤーズクレジッ

ト) (法第 18 条第 1 号)

2 本邦業者に対して、外国への技術の提供に必要な資金を貸し付け、又は当該資金の融資を行った一般の金融機関に対して手形を割り引くこと。(サプライヤーズクレジット)(法第 18 条第 2 号)

3 外国政府、政府機関若しくは地方公共団体(以下「外国政府等」という。)又は外国法人に対して、本邦からの設備等の輸入又は技術の受入れに必要な資金を貸し付けること。(バイヤーズクレジット・バンクローン)(法第 18 条第 3 号)

輸入金融

本邦業者又は外国法人に対して、特定物資又は技術の外国からの輸入又は受入れに必要な資金を貸し付け、又は当該資金の融資を行った一般の金融機関に対して手形を割り引くこと。(法第 18 条第 4 号)

海外投資金融

1 本邦業者に対して、海外投資に充てられる資金で次に掲げるものを貸し付けること。

イ 外国法人に出資し、若しくはその株式を取得し、又は外国法人に設備等を貸し付けるために必要な資金

ロ 当該本邦業者の出資に係る外国法人(現地合弁法人)に出資しようとする外国政府等、外国法人又は外国人に対して当該出資に要する資金を貸し付けるために必要な資金

ハ 外国政府等又は外国法人に対して貸し付けるために必要な資金で、当該外国政府等又は外国法人が本邦外で行う事業に必要な長期資金に充てられるもの

ニ 海外投資を目的とする本邦法人に出資するために必要な資金(ただし、その資金が当該本邦法人により上記イからハまでに掲げる資金に充てられる場合に限る。)(法第 18 条第 5 号)

2 本邦業者の出資に係る外国法人に対して、その本邦外において行う事業に必要な長期資金を貸し付け、又は外国政府等および外国の銀行に対して当該外国法人に出資し、又は貸し付けるために必要な資金を貸し付けること。(法第 18 条第 6 号)

3 本邦業者に対して、その本邦外において行う事業に必要な長期資金を貸し付けること。(法第 18 条第 7 号)

アンタイドローン

外国政府等若しくは外国の銀行その他の金融機関その他大蔵大臣が定める外国法人(以下「外国金融機関等」という。)に対して、本邦外で行う事業若しくは当該外国への物資の輸入、技術の受入れに必要な長期資金を貸し付け、又は当該事業に必要な長期資金を調達するために当該外国政府等若しくは外国金融機関等が発行する公債、社債若しくはこれらに準ずる債券を応募その他の方法により取得すること。(法第 18 条第 8 号)

ブリッジローン

外国政府又は外国の居住者において、当該外国の国際収支上の理由により輸入その他の対外取引を行うことが著しく困難であり、かつ、緊急の必要があると認められる場合において、国際通貨基金等が当該外国の経済の発展を支援するための資金の供与を行うまでの間、当該外国の政府、政府機関又は銀行に対して、大蔵大臣の認可を受けて、当該輸入その他の対外取引の円滑化を図るために必要な短期資金を貸し付けること。(法第 18 条第 9 号)

リファイナンス

本邦からの設備等の輸入又は技術の受入れにより本邦業者に対して債務を有するものが、その者の居住国の国際収支上の理由により当該債務を履行することが著しく困難である場合に、当該居住国の政府、政府機関又は銀行に対して当該債務の履行の円滑化を図るために必要な資金を貸し付けること。(法第 18 条第 10 号)

出 資

本邦外で事業を行う者(専ら海外投資を目的とする本邦法人で当該事業を行う者に対し出資するものを含む。)に対して、海外経済協力基金が海外経済協力基金法第 20 条第 2 号に規定する出資をすることとした場合を除き、大蔵大臣の認可を受けて、当該事業に必要な資金の出資をすること。(法第 18 条第 11 号)

債務の保証

1 第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号又は第 7 号の規定により資金の貸付けを受けることができる本邦業者に対して、当該資金に係る債務を保証すること。(法第 18 条第 12 号)

2 一般の金融機関が第 3 号、第 4 号、第 6 号又は第 8 号の規定により資金の貸付けを受けることができる者(第 4 号による場合は外国法人に限る。)に対して当該資金の貸付けを行った場合において、当該資金に係る債務を保証すること。ただし、一般の金融機関が輸銀とともに当該資金の貸付けを行った場合以外の場合においては、第 4

号、第6号若しくは第8号の規定により資金の貸付けを受けることができる者に対して行うものに限る。（法第18条第13号）

3 本邦業者が外国法人又は外国人に第5号に掲げる海外投資に必要な資金を貸し付ける代りに当該外国法人又は外国人の当該資金に係る借入債務を保証した場合に、その保証債務をさらに保証すること。（法第18条第14号）

4 1～3のほか、輸銀の出資を受けた者がその行う事業に必要な長期資金の借入れをする場合（本邦業者から借入れをする場合を除く。）において、当該長期資金に係る債務を保証し、又は当該長期資金に係る債務を保証した者（本邦業者を除く。）に対してその保証債務を保証すること。（法第18条第15号）

5．最近の業務概況

輸銀の業務は、従来、船拍・プラントの輸出金融が中心であったが、最近の金融目的別融資承諾状況をみると、輸出金融の割合が相対的に小さくなる一方、本邦企業の活発な海外事業展開を反映した投資金融や政府による開発途上国への資金協力計画の下でのアンタイドローンが増加している。

なお、8年度の地域別融資承諾状況をみると、アジア向け融資が第1位（構成比48%）を占め、中南米（同17%）、北米向け（同14%）融資がこれに次いでいる。

6．資金調達の現況

平成9年度の資金計画では、貸付の原資として外債発行を含む自己資金3,600億円、資金運用部からの借入金1兆7億円、簡保資金の借入金593億円、計1兆4,200億円を予定している。

（注）なお、日本輸出入銀行については、平成7年3月31日の閣議決定により、「4年後」（平成11年）海外経済協力基金と統合することとされている。

第1表 金融目的別出融資承諾額推移

（単位 億円）

年 度	輸 出 金 額	輸 入			投 資			アンタイド・ ローン等	政府バ ンク	出 資 金 額	合 計 金 額
		資 源 金 額	製品・技術 金 額	小 計 金 額	資 源 金 額	一 般 金 額	小 計 金 額				
		金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額				
2	1,820	637	1,304	1,941	1,609	7,211	8,820	3,289	-	-	15,870
3	2,733	664	1,931	2,596	1,913	5,008	6,921	2,602	-	-	14,851
4	2,964	883	1,892	2,774	2,275	5,144	7,419	5,986	-	15	19,159
5	2,117	697	1,511	2,208	1,950	2,651	4,601	3,584	-	-	12,511
6	3,910	541	1,276	1,818	1,132	2,497	3,628	7,923	-	-	17,279
7	1,828	387	873	1,260	2,830	3,217	6,046	7,231	-	-	16,365
8	3,400	122	534	656	1,931	5,036	6,967	3,263	-	-	14,286

第2表 金融目的別貸付残高推移

（単位 億円）

年 度	輸 出 金 額	輸 入			投 資			アンタイド・ ローン等	政府バ ンク	出 資 金 額	合 計 金 額
		資 源 金 額	製品・技術 金 額	小 計 金 額	資 源 金 額	一 般 金 額	小 計 金 額				
		金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額				
2	14,753	4,960	4,055	9,015	11,206	12,158	23,364	16,254	2,803	-	66,190
3	14,326	5,140	5,017	10,157	12,024	19,124	31,148	18,441	2,589	-	76,662
4	14,225	5,055	6,083	11,139	12,665	22,837	35,502	19,753	2,396	-	83,015
5	14,653	4,648	6,562	11,209	12,932	23,503	36,436	22,220	2,213	-	86,731
6	15,655	4,322	6,822	11,144	12,441	22,756	35,197	23,509	2,028	-	87,533
7	16,430	3,911	6,821	10,732	12,474	21,811	34,285	26,774	1,831	9	90,062
8	16,444	3,397	6,240	9,637	12,312	22,833	35,146	28,915	1,675	11	91,828

第3表 地域別出融資残高

(単位 億円, %)

	7 年 度		8 年 度		伸 び 率
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
		%		%	
ア ジ ア	32,592	36	34,899	38	7
(東 ア ジ ア)	(9,721)	(11)	(10,834)	(12)	(11)
(東 南 ア ジ ア)	(22,871)	(25)	(24,065)	(26)	(5)
大 洋 州	3,213	4	3,112	3	3
ヨ ー ロ ッ パ	11,356	13	11,032	12	3
(西 ヨ ー ロ ッ パ)	(7,852)	(9)	(7,475)	(8)	(5)
(旧ソ連・中東欧)	(3,504)	(4)	(3,557)	(4)	(2)
中 東	3,947	4	4,895	5	24
ア フ リ カ	4,745	5	4,826	5	2
北 米	16,265	18	14,397	16	11
中 南 米	14,033	16	14,321	16	2
国 際 機 関 等	3,284	4	3,762	4	15
そ の 他	626	1	584	1	7
合 計	90,062	100	91,828	100	2